

大阪市立総合医療センター競争的研究費等不正使用防止計画

令和5年12月1日制定

地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター（以下「センター」という。）は、「大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等の取扱いに関する要綱」（以下「取扱要綱」という。）第4条に規定する不正使用防止計画（以下「不正防止計画」という。）を以下のとおり策定し、不正防止計画に基づき適正な運営及び管理を行うものとする。

1. 運営管理責任体制

(1) 最高管理責任者：病院長

センターにおける競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者：副院長（臨床研究センター担当）

最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について、センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(3) コンプライアンス推進責任者：臨床研究センター長

各部署における競争的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

2. 不正防止計画

(1) 責任体制の明確化

区分	不正発生要因	不正防止計画
責任の明確化・周知	・時間が経過することにより、各責任者の責任意識が低下する ・競争的研究費等の運営・管理に関する責任体制と権限が明確でない	・各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する ・責任者とその範囲・権限について、ホームページ等でセンター内外に公表し周知する

(2) 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

区分	不正発生要因	不正防止計画
ルールの明確化・統一化	・競争的研究費等の事務処理手続きが曖昧で統一されていないことにより、誤った運用や解釈による不適切な使用に繋がるおそれがある	・ルールの明確化、統一化を図った上、使用ルールを盛り込んだハンドブックを作成し周知することにより、適正運用の徹底を図る ・ルールに関する相談窓口を

		設置し、周知する
コンプライアンス教育・啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに対する意識が希薄である ・研究費の適正な執行に対する責任感や倫理感が欠如している 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究費等に関わる全ての職員に行動規範を示し、遵守を求める ・研修を行い、参加を義務付ける ・研究者等から不正を行わない旨の誓約書を提出させる ・不正を行った場合は、大阪市民病院機構就業規則等に基づき厳しい処分を行う
告発窓口の整備と明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・通報窓口が分かりにくい又は通報を躊躇することにより、不正使用リスクが増すおそれがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報窓口について、ホームページを通じてセンター内外に公表し、周知する ・ハンドブックを活用し、通報窓口の設置について周知する

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

区分	不正発生要因	不正防止計画
不正使用発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止計画を策定・実施したにも関わらず、形骸化し、不正を発生させる要因とその再発防止策の検討が十分になされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・不正を発生させる要因の把握に努め、その再発防止策を検討し、不正防止計画を継続して見直し、実行する ・不正使用に繋がる事案について、不正使用防止計画推進部署で検証し、その発生防止策を検討の上、不正防止計画に加える

(4) 競争的研究費等の適正な運営及び管理活動

区分	不正発生要因	不正防止計画
予算関係	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する ・発注段階で支出財源が特定されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める ・執行状況を的確に把握するため、発注段階で支出財源を

	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の使い切り意識を持っている ・研究活動と直接関係のないと思われる物品を購入している 	<p>特定するようコンプライアンス教育等で周知徹底する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究費等の繰越制度等について周知する ・臨床研究センターと経理事務担当（総務部財務課）が連携し、執行管理を行う ・経理事務担当による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、研究者に購入目的の確認を行う
物品購入関係	<ul style="list-style-type: none"> ・検収体制の形骸化による架空発注や架空納品等の不正がおこる恐れがある ・データの保守、データの構築など、特殊や役務に関する検収が不十分である 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドブックの配布及び研究者に直接指導を行い、検収体制を周知徹底する ・競争的研究費等を使用し発注する全ての物品購入について、使用ルールに基づき、納品事実の確認を行う
旅費関係	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費請求手続きの形骸化や出張の事実確認が不十分になることにより、カラ出張、旅行日程の水増し、日程の捏造及び重複請求等の不正が発生する恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張願、報告書、関係資料の提出を義務付け、必要に応じて事実確認を行う
換金性の高い物品	<ul style="list-style-type: none"> ・換金性の高い物品の管理が不十分であることによる転売や私的利用のリスクが高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品台帳による管理を行うとともに、備品管理シールの貼付を行う ・内部監査による現物確認を定期的に行う
取引業者との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引業者に誓約書の提出を求める。また、必要に応じて、特定の業者との密な取引がないか注視するため、債務確認をするなど、取引状況の確認を行う ・不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を行う

(5) 情報の伝達を確保する体制の確立

区分	不正発生要因	不正防止計画
相談体制の整備	・相談窓口の周知不足、ルールの理解不足による研究者の意識の低さから、不正が起こる恐れがある	・相談窓口である臨床研究センターにおいて、研究者等からの相談や質問を受け付け、競争的研究費等の適正な使用に関する助言及び指導を行う
不正使用防止への取組に関する体制の整備	・センターの不正使用防止の方針等がセンター内外に正しく伝わっていない	・ホームページにおいて、不正使用防止に関する要綱及び不正使用に関する通報窓口が大阪市民病院機構内部監査室であることを掲載し、公表する

(6) モニタリングの在り方

区分	不正発生要因	不正防止計画
実行性のあるモニタリング体制の整備・実施	・モニタリング及び監査体制が不十分であるため、不正発生リスクが存在する	・内部監査部門（大阪市民病院機構内部監察室）と連携し、実効性のあるモニタリングを実施する

(7) 不正防止計画の改訂

センターにおける競争的研究費等の不正使用防止のため、今後も継続して不正使用を発生させる要因の把握と要因分析を進めるとともに、配分機関からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしながら、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。